

令和8年鶴岡市平和の集い・資料展

問本所総務課 ☎35 - 1114

本市は、平成23年に「平和都市」を宣言しています。平和の尊さを再認識し、2度と戦争を起こさない誓いを新たにしましょう。

■ステージ発表

☎ 8月8日 ☎ 午後1時30分 場 中央公民館

☎ 合唱、体験談、朗読

■資料展示

◇ “平和なまち、絵画コンテスト2025の作品展示

☎ 8月8日 ☎ ~10日 ☎ 午前9時~午後5時（8日は午後1時30分から、10日は午後4時まで） 場 同館

◇ 資料が伝える戦時下の鶴岡

☎ 8月8日 ☎ ~30日 ☎ 午前9時30分~午後5時 場 郷土資料館 他 ガラリートーク（☎ 9日 ☎ 午後1時30分）あり



市HP

鶴岡市平和都市宣言

世界の恒久平和実現は、人類共通の願いです。しかし、いまなお武力紛争等により尊い生命が奪われ、世界の平和に大きな脅威がもたらされています。世界唯一の被爆国である日本に住む私たちは、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の速やかな廃絶を訴えます。

私たち鶴岡市民は戦争のない永遠の平和と文化の構築を強く決意し、ここに「平和都市」を宣言します。

市民まちづくり活動促進事業（後期募集）

市民の皆さんが行うまちづくり活動を支援します

問本所地域振興課 ☎35 - 1191 または 各地域庁舎地域づくり推進課へ

市民が主役のまちづくりを推進するために、まちづくり活動や、行政との協働事業の活動費に補助します。

■対象事業

●基本コース

鶴岡らしさ・地域特性を生かしたまちづくり活動

●学生コース

学生が自発的に行う地域についての学び、またはまちづくりに取り組む活動

●パートナーコース

市施設の整備・修繕や市管理用地の利活用

■補助対象経費

講師への謝礼、資料印刷代、イベント保険料等（コースによって上限額が変動）

■申請期間

●基本コース

7月1日 ☎ ~31日 ☎

●学生・パートナーコース

来年1月29日 ☎ まで随時

※予算がなくなり次第募集終了。

※締切日の2週間前までに要事前相談。

詳しくはこちら



熱中症を予防しましょう

問本所環境政策課 ☎26 - 0139

熱中症の原因は、「環境」「からだ」「行動」によるものが考えられます。暑い日が続くため、以下の点に気を付けましょう。

◆こまめに水分を補給しましょう

- ・喉が渇いていなくても、こまめに水分補給
- ・たくさん汗をかいたときは、塩分も摂取

◆暑さを避けましょう

- ・涼しい服装で過ごし、外出時には日傘や帽子を着用
- ・熱中症警戒アラート発令中はできるだけ外出を控える



◆エアコンや扇風機を上手に使いましょう

- ・室内での熱中症を防ぐため、我慢せずにエアコンや扇風機を利用し、適切な温度に調節

◆クーリングシェルター（涼み処）

を活用しましょう

- ・危険な暑さからの避難先としてご利用ください



鶴岡市職員採用試験【令和9年4月1日採用予定】

固本所職員課 ☎35 - 1159、荘内病院総務課 ☎26 - 5111

■ 募集職種・受験資格

募集職種		受験資格（各職種で全ての要件を満たす方）
初級行政・初級土木 初級建築・初級電気		平成17年4月2日～21年4月1日に生まれた方 （4年制大学を卒業した方及び卒業見込みの方を除く）
初級行政 （障害者対象）		平成17年4月2日～21年4月1日に生まれ、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方（4年制大学を卒業した方及び卒業見込みの方を除く）
保育士		昭和62年4月2日以降に生まれ、保育士・幼稚園教諭資格の両方を取得している方または令和9年3月末までに取得見込みの方
技能職		昭和62年4月2日～平成21年4月1日に生まれた方
上級行政 （社会人経験者）		昭和41年4月2日～平成4年4月1日に生まれ、民間企業等での職務経験が直近7年の内5年以上ある方
UIJ ターン枠 （社会人 経験者）	上級土木 上級建築 上級電気	各職種で①～⑤全ての要件を満たす方 ①昭和41年4月2日～平成17年4月1日生まれ ②庄内地域以外に本社・本庁を置く民間企業・公的機関等において設計業務、施工管理等の経験がある ③令和8年8月23日時点で、庄内地域以外に在住している ④採用後、鶴岡市内に定住する意向がある ⑤上級土木…技術士、技術士補、土木施工管理技士またはRCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の有資格者 上級建築…建築士または建築施工管理技士の有資格者 上級電気…電気主任技術者または電気施工管理技士の有資格者
消防士		平成9年4月2日～21年4月1日に生まれ、原則として採用後鶴岡市に居住することができ、普通自動車運転免許を有する方または令和9年3月末までに取得見込みの方
消防士 （職務経験者）		平成4年4月2日以降に生まれ、原則として採用後鶴岡市に居住することができ、山形県外で消防士として職歴が3年以上ある現職の方
薬剤師		昭和52年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方または令和9年4月末までに取得見込みの方
看護師 [助産師]		昭和42年4月2日以降に生まれ、看護師または助産師免許を取得している方または令和9年4月末までに取得見込みの方
臨床工学技士		平成4年4月2日以降に生まれ、臨床工学技士免許を取得している方または令和9年4月末までに取得見込みの方
言語聴覚士		平成4年4月2日以降に生まれ、言語聴覚士免許を取得している方または令和9年4月末までに取得見込みの方
カムバック 採用	行政職 保健師 土木技師 建築技師 電気技師	令和9年4月1日時点で60歳未満で、次の①～③全てに該当する方 ①自己都合で退職した元鶴岡市正職員で、各募集職種として1年以上の実務経験がある ②採用予定日時点で鶴岡市を退職後10年以内 ③鶴岡市在職期間中に処分を受けておらず、退職から復職までの間に懲戒処分に該当する行為がない

■ 試験日時・会場・申込み

▶初級行政・初級土木・初級建築・初級電気・初級行政（障害者対象）・保育士・技能職・上級行政（社会人経験者）
・UIJターン枠（社会人経験者）・消防士・消防士（職務経験者）

▷1次試験 9月1日④～13日⑤に全国の試験会場（テストセンター）でオンライン受験

▷2次・3次試験 1次試験に合格した方を対象に、10月に実施予定

（消防士以外は市役所本所等、消防士〈2次試験までで終了〉は消防本部で実施）

▷申込み ・試験案内は市HP「人事・職員採用」に掲載

▶薬剤師・看護師 [助産師]・臨床工学技士・言語聴覚士

▷適性検査 8月31日⑥～9月20日⑥に全国の試験会場（テストセンター）でオンライン受験

▷面接試験 9月27日⑥に荘内病院またはオンラインで実施

▷申込み ・7月6日⑥～8月21日⑥に市HP「電子申請」で手続き、または
応募書類を同院総務課に郵送（21日⑥までの消印有効）

・試験案内は同院HPに掲載

▶カムバック採用

▷申込み 試験案内は市HP「人事・職員採用」に掲載



同院HP



市HP



電子申請サービス

市政

下水道事業経営審議会 公募委員募集

公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業の運営等について審議する同審議会の公募委員を募集します。

④次の全てに該当する方5人以内（地方公共団体の議会の議員及び常勤・非常勤の公務員を除く）
①今年10月1日時点で18歳以上である
②市内に住民登録がある、または通勤・通学している
③平日に開催する会議に出席できる
④7月31日⑤まで申込書を下水道部総務課☎23・7731へ（郵送は当日必着）**他市HP**

健康・福祉

ハチマルニマル
8020

よい歯の長寿賞の募集

80歳以上で20本以上自分の歯をお持ちの方を募集し、優良者を表彰します。
⑥昭和21年12月31日以前に生まれた方で、自分の歯が20本以上ある方（過去に受賞したことがある方を除く）**申**

8月17日⑦までに鶴岡地区歯科医師会に加入している歯科医院へ（その場で無料歯科健診を実施）**問**健康課（にこふる）☎25・2731または市内歯科医院へ

歯周病検診を受診しましょう

⑧7月1日⑨～12月31日⑩の開院日
湯山形県歯科医師会に所属する実施医療機関 **問**今年度中に20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳になる方（40歳総合健診で受診予定の方は除く）**内**

問診、歯周組織検査 **費**1,500円（70歳は無料。生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請））**持**受診券 **問**健康課（にこふる）☎25・2731
または各地域庁舎地域づくり推進課へ **他**医療機関に要予約



令和8年度の介護保険料が決定しました

7月13日⑪に令和8年度介護保険料決定通知書を発送します。保険料の決定方法等は同通知書に記載しています。

⑫65歳以上の方 **納付方法** ▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引き ▽普通徴収（納付書または口座振替）：同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年8回（7月～来年2月の毎月） **問**納付の相談…本所納税課☎35・1183 賦課内容…本所長寿介護課☎35・1289または各地域庁舎

地域づくり推進課へ **他**特別徴収から普通徴収への切替えは不可

介護保険負担割合証が更新されます

現在お持ちの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日⑬です。8月1日⑭から使用する負担割合証は、7月未までに封書で送付します。届いたら必ず開いてご確認ください。

期限の切れた負担割合証は、破棄するか、市担当窓口へ返却してください。
問本所長寿介護課☎35・1289または各地域庁舎地域づくり推進課へ

介護保険の負担限度額認定・軽減確認証の更新時期です

認定証、確認証をお持ちの方に申請書類を送付しています。手続きが遅れると介護サービス利用料の軽減が受けられませんので、忘れずに手続きしてください。昨年度該当しなかった方も、今年の8月1日以降に要件を満たせば、認定証、確認証の交付対象になる場合があります。新たに交付を受けたい方は、窓口で申請してください。
問本所長寿介護課☎35・1277または各地域庁舎地域づくり推進課へ **他市HP**



家族介護慰労金を支給します

⑮要介護3以上（相当と認められる方を含む）で、介護保険サービスを1年

間利用していない（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修及び年間10日以内のショートステイ等を除く）寝たきり高齢者等を、1年以上継続して在宅で介護している方 **支給額** 10万円 **持**介護者名義の市内金融機関の通帳 **申**各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課☎35・1274または各地域庁舎地域づくり推進課へ

医療

国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせが新しくなります

現在お持ちの国民健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせの有効期限は7月31日⑯です。期限の切れたものは破棄してください。

⑰資格確認書・資格情報のお知らせは別々の封筒で送付します。8月1日⑱から使用する資格確認書、資格情報のお知らせは世帯主宛に家族分をまとめて7月末までに送付します。なお、職場の健康保険に加入している方の分が届いた場合は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

⑲資格確認書等の受け取り方の変更
本所国保年金課または各地域庁舎地域づくり推進課の窓口で受け取りたい場合や、世帯主以外の宛名での送付を希望する場合は、7月17日⑳まで届出が必要です。

⑳新しい資格確認書の有効期限 令和

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課
や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

9年7月31日（ただし、令和9年7月31日までに70歳になる方と75歳になる方は、自己負担割合の変更、後期高齢者医療保険制度への移行によって、有効期限が異なります。期限が切れる前に、改めて資格確認書・資格情報のお知らせのいずれかを送付します）

▼新しい資格情報のお知らせの有効期限
▽70歳未満：有効期限の表示なし
▽70歳以上：資格確認書と同じ

▼介護施設入所者や寝たきり等の方
マイナ保険証をお持ちで資格情報のお知らせが送付された方も、資格確認書の交付を申請できます（代理申請可）。
▽本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

国民健康保険限度額適用認定証の更新時期です

現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日⑤です。現在認定証をお持ちで、8月以降に負担区分が「オ」または「低II」となる方には、7月上旬に更新案内・申請書を送付します。8月以降も必要な方は忘れずに手続きしてください。

▼申請受付期間 7月1日④～10日⑤
▽申請書、対象者の資格確認書・資格情報のお知らせ（1年間で91日以上長期入院に該当する方は、領収書などの入院を証明する書類も必要）、顔写真付きの身分証明書

認定証がない場合でも、医療機関等の窓口で自己負担限度額を超えて支払

った医療費（食事代を除く）は、高額療養費として支給されます。該当者は診療月の約3か月後にお知らせします。必要な書類をお持ちの上、申請してください。

▽本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎地域づくり推進課へ
▽マイナンバーカードに保険証利用の登録をしている場合、医療機関での限度額認定証の提示が不要の場合あり

後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

現在お持ちの後期高齢者医療資格確認書の有効期限は7月31日⑤です。8月1日④から使用する資格確認書、または資格情報のお知らせは7月未までに送付します。期限の切れたものは破棄してください。

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を送付します

令和8年度の後期高齢者医療保険料は、令和7年中の所得に基づいて計算されます。

▽発送日 7月15日④
▽納付方法
▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、原則、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引き

▽普通徴収（納付書または口座振替）：同通知書に同封の納付書、または口

座振替で納付。納期は年8回（7月～来年2月の毎月）
▽本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

長期入院該当日が記載された後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方へ

現在の負担区分が「区分II」で、1年間で91日以上長期入院に該当している方の内、更新手続きが必要な方には、7月上旬までに申請書類を送付します。8月以降も必要な方は忘れずに手続きしてください。

▽本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

税・年金

国民健康保険税納税通知書を送付します

▽発送日 7月15日④
▽世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯主の方
▽納付方法
▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引き

▽普通徴収（納付書または口座振替）：同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年9回（7月～来年3月の毎月）
▽本所課税課 ☎35・1176
▽他納税通知書に記載されている加入者、所得等の内容をご確認ください

小・中学生の税に関する標語と作文を募集します

▽標語 小学生 税金全般、納税の大切さ、納期限を守ること等（1人2点以内）

▽作文 中学生 税金に関するテーマであれば自由（1人1編。1、200字以内）

▽共通 8月31日⑤まで本所納税課 ☎35・1183へ
▽個人賞者に賞状と副賞を贈呈

国民年金保険料を納めるのが難しい方へ

失業や所得の減少などの経済的な理由で、国民年金保険料の納付が困難な場合は、本人が申請することで、納付が免除または猶予されます。学生は学生納付特例制度の対象となります。

▽退職・失業による特例 退職や失業した方で、ハローワークの確認印のある雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証（いずれもコピー可）を添付して申請すると、本人の前年所得が審査の対象外となる特例があります。

▽申請 必ず前年所得の申告を済ませてから申請してください。今年度分（7月～来年6月の納付保険料が対象）は、7月1日④から申請できます。

▽免除・納付猶予期間の保険料追納 10年前まで遡って追納できますが、免除・納付猶予期間の翌年度から起算し

て3年度目以降に追納する場合、加算金が付きまします。

▼電子申請 マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンでマイナンバーから申請できます。

問 鶴岡年金事務所 ☎ 23・5040、本所国保年金課 ☎ 35・1294
または各地域庁舎地域づくり推進課へ 他 HP



生活・その他

家賃や引っ越し費用を補助します
鶴岡市結婚生活支援

② 次の全てに該当する世帯 ① 令和8年1月1日～9年3月31日に婚姻 ② 住宅が市内にあり、夫婦またはその一方の住民票の住所が当該住宅の住所である ③ 夫婦の合計所得が500万円未満 ■ 対象経費 住居費(家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)及び引っ越し費用 ■ 補助上限額 夫婦ともに39歳以下の世帯：上限30万円 夫婦ともに29歳以下の世帯：上限60万円 申 7月1日④～来年3月31日 ④に本所地域振興課 ☎ 35・1911へ



母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度

ひとり親家庭の生活安定と経済的自立を助け、子供の健やかな成長を図ることを目的とした制度です。子供の入

学準備、高校・大学・専門学校の授業料に充てるための資金や、母や父が就職等のために技能を習得する場合の資金等があります。

対▽母子・父子福祉資金：20歳未満の子供を扶養している配偶者のいない方で、一定の要件を満たす方 ▽寡婦福祉資金：かつて母子家庭の母として20歳未満の子供を扶養していた女性または配偶者のいない40歳以上の女性 申 こども家庭センター(にこふる) ☎ 26・7043 他 一定の収入がある方は利用不可。貸付に審査があるため要事前相談

夏の安全県民運動

夏は、長期休暇やレジャー、暑さによる気の緩み等から、交通事故や青少年の非行等が多くなる傾向にあります。これらの事故等を防止するため、県民総ぐるみで運動を推進しましょう。
■実施期間 7月21日④～8月20日④
■重点 ▽青少年の健全育成といじめ・非行防止 ▽子供と高齢者の交通事故防止、飲酒運転の撲滅 ▽海・山・川での事故防止 ▽身近な犯罪等の防止 問 本所防災安全課 ☎ 35・1204

交通安全ポスター募集

最優秀作品はポスターとして市内各所に掲示するほか、各種チラシや啓発物品として活用します。

■テーマ 「交通安全」に関すること
■部門 小学生の部、一般の部(中学生以上)
■規定 1人1点で著作権に抵触せず、自作未発表のもの、交通安全を啓発する標語の記載があるもの
■規格 四つ切りサイズ縦書き
■各賞 最優秀賞1点、優秀賞・佳作数点
申 作品の裏に氏名(ふりがな)・交通安全標語・住所・連絡先・学年または年齢を記載し、8月28日④まで直接または郵送(当日消印有効)で本所防災安全課 ☎ 35・1204へ

人権に関する相談は次の方に!

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。(敬称略)
▽加藤孝夫 ▽地主幸平 ▽庄司敏明
▽中野恵 ▽今野和恵 ▽金内淳 ▽齋藤将 ▽五十嵐礼子 ▽渡會悟 ▽五十嵐司 ▽押井五月 ▽小鷹真也
▽叶野勉 ▽成澤浩亮 ▽田村廣実
▽加藤星 ▽加藤完治 ▽五十嵐順子
▽五十嵐一明 ▽蓮池昇 ▽平藤博巳
▽土田浩和 ▽佐藤利浩 ▽清野美智子 ▽齋藤元雄 ▽佐藤由美 ▽武田綾子 ▽五十嵐真弓
問 法務局鶴岡支局 ☎ 22・1003 または本所市民課 ☎ 35・1194へ

7月は強調月間で社会を明るくする運動

市では「鶴岡市再犯防止推進計画」

に基づき、「みんなで支えあい、誰一人取り残さず安心して暮らせる社会の実現」を目指しています。更生保護について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築いていきましょう。

問 本所福祉課 ☎ 35・1252



鶴岡市小規模修繕修繕契約希望者登録制度のご案内

同制度は、市内の小規模事業者の受注機会を拡大するための制度です。登録のある事業者は、市が発注する小規模な修繕修繕の際、業者選定の対象となります。

■小規模な修繕修繕 内容が軽易かつ実施が容易であり、契約予定金額が50万円以下のもの 問 鶴岡市競争入札参加資格者名簿(建設工事)に記載されていない市内事業者 申 本所契約管財課 ☎ 35・1154 または各地域庁舎地域づくり推進課に申請書類を提出 他市HP

焼畑などで土地に火入れをするときは市への届け出を

申請書に実施地の見取り図を添付して、実施日の7日前までに提出してください。火入れ従事者数や防火帯の幅等は条例で定められていますので、事前に確認してください。

申 本所農山漁村振興課 ☎ 35・0145 または各地域庁舎産業建設課へ 他申

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

鶴岡市のショート動画が全国広報コンクールの映像部門で入賞！

問本所総務課 ☎ 35 - 1117

受賞作品は、市公式YouTubeチャンネルで配信している『エクストリーム出版社in鶴岡 No. 1 温泉入って出社』。鶴岡市で暮らすサラリーマンが早起きして様々な活動を楽しむ企画です。

出社前に温泉に入れるという鶴岡ならではの暮らしを通じ、温泉を観光資源ではなく「生活

の質」と再定義して移住後の日常を想起させるマーケティング視点や、職員自ら撮影・編集を行う圧倒的コスト効率と企画力などが高く評価されました。

今後、広報紙やSNS等を活用しながら、本市の魅力を積極的に発信していきます！

動画はこちら/



請書は市役所本所、各地域庁舎及び一部のコミュニティセンターに設置

生ごみの水切りにご協力ください

生ごみの約80%が水分です。ごみの水分量が多くなると、焼却する際に多くのエネルギーが必要になり、二酸化炭素の排出量が多くなります。生ごみは、ごみ袋に入れる前に一絞りするだけで水分が減り、持ち運びが楽になり、悪臭の防止にもつながります。

環境政策課（つるおかエコファイア内） ☎ 22・2848



ルールを守って楽しい花火

夏の身近な風物詩のおもちゃ花火。手軽に遊べる物とはいえ、原料は火薬です。注意書や使用法をよく読み、次のことを守りましょう。

- ▽花火を人や家に向けてない
- ▽燃えやすい物の近くで遊ばない
- ▽風が強いときは花火をしない
- ▽水が入ったバケツを用意する
- ▽大人と一緒に遊ぶ
- ▽一度にたくさん花火に火をつけない
- ▽花火の先に顔や手を近づけない
- ▽服に火がつかないように注意する

問消防本部予防課 ☎ 22・8332

無人ヘリコプター等による病害虫防除作業にご注意ください

7月上旬から9月上旬まで、無人ヘリコプター等による農作物の病害虫防

除作業が実施されます。事故防止のため、作業中の農地には絶対に近寄らないでください。風のない早朝や夕方作業を行いますので、ご協力をお願いします。

問本所農政課 ☎ 35・1295 または各地域庁舎産業建設課へ

皆さんのご協力をお願いします 「川や海をきれいに」河川・海岸一斉清掃

■河川一斉清掃（日時・清掃区域）

▼7月5日① ▽午前5時～7時：櫛引地域【田沢川、角田川、水無川、相模川、山谷川、馬渡川】 ▽午前6時～7時：鶴岡地域【降矢川（中山地内）、藤倉川（中山地内）、大戸川（大広大荒）、大山川（石山橋～新橋）（坂野下～新橋）、少連寺川（少連寺～大山川合流点）、砂谷川（砂谷～東目）、三瀬川（水無～三瀬川河口）、降矢川（三瀬地内）、藤島地域【藤島川】、羽黒地域【藤島川、今野川、黒瀬川、小黒川】、朝日地域【赤川、上田沢川、青竜川、倉沢川、戸沢川等】 ▽午前6時～8時：鶴岡地域【内川左岸（坂本橋周辺及び天池橋～内川橋）、内川右岸（割目橋～坂本橋周辺及び天池橋～三次郎橋）、温海地域【五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川等】 問本所土木課 ☎ 35・1403 または各地域庁舎産業建設課へ



■海岸一斉清掃（日時・清掃区域）

▼7月5日① ▽午前6時～8時：浜千鳥海岸～鼠ヶ関海岸 ▽午前6時～7時：三瀬海岸
▼7月12日① ▽午前6時～7時：小波渡海岸 ▽午前6時30分～8時30分：加茂海岸
問海岸地域の各コミュニティセンター



2年に1回の定期検査が義務付けられています 計量器（ばかり）の定期検査

お近くの会場で、忘れずに受検してください。

場・問 ▽由良コミュニティセンター：7月22日① 午前10時30分～11時30分
▽加茂コミュニティ防災センター：22日① 午後1時～2時
▽湯野浜コミュニティセンター：22日① 午後2時30分～3時30分
▽農村センター：23日① 午前9時30分～午後3時30分
▽出羽商工会本所：24日① 午前9時30分～午後2時30分
▽市役所本所車庫棟：27日① 午前10時30分～午後3時30分
日① 午前9時30分～午後2時30分
日① 午前10時30分～午後3時30分
日① 午前9時30分～午後3時30分
日① 午前9時30分～午後2時30分
日① 午前9時30分～午後2時30分
検査手数料 1台300円～2、300円
問山形県計量協会 ☎ 023・644・9811 または本所商工課 ☎ 35・1299 へ 他藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域は9月に実施予定